

社会医療法人祐愛会 ゆうあいビレッジ

高齢者虐待防止対策指針

平成 21 年 10 月 1 日策定

平成 29 年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 3 月 1 日改訂

令和 6 年 5 月 24 日改定

1. 高齢者虐待防止対策の基本方針

1) 高齢者虐待防止のための基本的な考え方

高齢者虐待防止の取り組みは、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものである。

ゆうあいビレッジ（以下当施設とする）は、高齢者虐待防止対策に関する指針を定め、施設の方針とする。

2. 高齢者虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

1) 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置しています。当委員会は、身体的拘束委員会と安全対策委員会と一体的に行う。

①当委員会の運営責任者は施設長とし、各事業所の管理者、委員を選定しを担当者とする。

②当委員会の構成員及び役割（別紙）

③委員会の実施にあたっては、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。

④会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

⑤虐待防止委員会は、必要な都度運営責任者が招集する。

2) 虐待防止委員会の議題は、運営責任者が定める。具体的には、次のような内容について協議する。

①虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること

②虐待防止のための指針の整備に関すること

③虐待防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 施設従事者等における高齢者虐待について

1) 定義

養介護施設に勤務する者、養介護事業に従事する者が、当該養介護施設に入所またはその他養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為をいう。

①高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること（身体的虐待）

②高齢者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動をすること（心理的虐待）

- ③高齢者にわいせつな行為をすることまたはさせること（性的虐待）
- ④高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（介護の放棄・放任）
- ⑤高齢者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得ること（経済的虐待）

2) 通報・届け出

養介護施設従事者等はその職場で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合や虐待の疑いがある場合は、速やかに市町（地域包括支援センター）へ通報しなければならない。

- ①通報・届け出された方を特定させるものをもらしてはならない。
- ②通報したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない

3) 対応

通報・届け出を受けた市町村は、高齢者の安全や通報・届け出の事実確認・訪問調査を行い、その結果を県へ報告することとなり、老人福祉施設等の設置者や老人居宅生活支援事業者等に対して老人福祉法や介護保険法に基づく監督権限等をもつ市町または県が、当該権限により対応することになる。

※「養介護施設」とは、老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

※「養介護事業」とは、老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業、介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待等防止のための措置

老人福祉施設の設置者や老人居宅生活支援事業者等は、高齢者虐待防止等のため次のように措置を講ずる必要がある。

- ①養介護施設従業者等の研修の実施
- ② 施設入所者や利用者またはその家族からの苦情の処理の体制整備など

4. 職員員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての職員に対して、高齢者虐待防止対策の基本方針の周知及び人権を尊重したケアの励行について定期的に職員教育・研修を行う。

5. 虐待等が発生した場合や疑いのある場合の相談・報告体制に関する事項

- 1) 職員等が他の職員による利用者への虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、速やかに市町(地域包括支援センター)に報告する。
- 2) 施設担当者へ報告し、虐待者が担当本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- 3) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- 4) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- 5) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、外部機関に相談する。
- 6) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、高齢者虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- 7) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町(地域包括支援センター)に報告する。
- 8) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決に関する事項

- 1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- 2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、最新の注意を払う。
- 3) 対応の流れは、上述の「5.虐待等が発生した場合や疑いのある場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- 4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 当該指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は、平成 21 年 10 月 1 日に策定し、同日から適用する

平成 29 年 9 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 3 月 1 日改訂

令和 6 年 5 月 24 日改定